

## 重点個別施策の検証・総括

- |       |   |
|-------|---|
| case1 | 国が示す新たな方向性に該当する施策                           |
| case2 | 事業の進捗度が低く、市民ニーズが高い施策                        |
| case3 | 事業の進捗度は高いが、市民ニーズが高く、所管課としても事業の充実が必要と感じている施策 |

### 基本目標1 (3)－② 生活支援(case2)

検証 総括	<p>以前から継続して実施されている事業が多く一定の効果があり、今後も継続して実施することが望まれる。</p> <p>計画策定当初に未実施だった事業が実施されて充実したようなケースもあり推進してきているものの、事業の中には参加者の減少が見られるといったものもある。</p> <p>市民ニーズはどこにあるのかをその都度把握し、それに応えられるよう内容を検討していく必要がある。</p>	
事業	No.88「母子家庭等医療費助成」 No.90「ホームヘルプサービス」 No.92「児童扶養手当」 No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」	No.89「生活保護費 母子加算」 No.91「母子、父子家庭年末の集い」 No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」 No.95「母子世帯の公的住宅への優先入居」

### 基本目標1 (4)－① 養育費、教育費への支援(case3)

検証 総括	<p>以前から継続して実施されている事業が多く、中には制度が拡大したものもあり、一定の効果があった。今後も継続実施することが望まれる。</p> <p>制度を知らずサービスを利用できていない市民のために、今後は広報や周知の方法について検討していく必要がある。</p>	
事業	No.96「乳幼児等医療費助成」 No.98「こども医療費助成制度」 No.88「母子家庭等医療費助成」 No.100「障害児福祉手当」 No.102「特別児童扶養手当」 No.104「こども手当」(児童手当) No.106「児童福祉施設入所児童補助金交付」 No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」 No.107「第2子以降の保育料の軽減」 No.109「幼稚園保育料の減額、免除」 No.111「就学奨励費支給」 No.113「朝鮮人学校就学奨励費」	No.97「障害者医療費助成」 No.99「出産育児一時金」 No.89「生活保護費 母子加算」 No.101「重度心身障害児介護手当」 No.103「福祉施設等通園(通学)費扶助」 No.105「交通遺児就学奨励金」 No.92「児童扶養手当」 No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」 No.108「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」 No.110「私立幼稚園就園奨励費補助」 No.112「奨学金」 No.114「留守家庭児童会育成料の減額、免除」

### 基本目標3 (2)－① 親となるための学習機会や支援(case3)

検証 総括	<p>所管課からの評価は継続実施のものが多いが、推進したと見られる事業もある。</p> <p>年々父親に対するイベント参加の機会が拡大されており、それに伴い参加者は増加傾向にある。より一層の男性の子育て意識の向上のために、イベント内容や土日開催で参加の機会を増やすなど、引続き事業推進に向けて検討していく必要がある。</p>	
事業	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」 No.30「子育て講演会の開催」 No.32「プレおや教室」 No.37「ミニ講演会の開催」 No.40「子育て学習会」 No.42「教育問題講座及び講演会」	No.119「家族の絆を深める体験ができる場の提供」 No.29「子育て井戸端会議」 No.72「子育てグループの育成」 No.120「環境・食育講座」 No.38「子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布」 No.41「子育てに関する公民館講座」

## 重点個別施策の検証・総括

case1	国が示す新たな方向性に該当する施策
case2	事業の進捗度が低く、市民ニーズが高い施策
case3	事業の進捗度は高いが、市民ニーズが高く、所管課としても事業の充実が必要と感じている施策

### 基本目標3 (4)－① 居場所づくり(case2)

検証総括	<p>イベントを通しての遊びや、子どもを対象とした事業についてはニーズの変化に伴い、各所管課で対応を検討し推進してきており、一定の効果があった。</p> <p>しかし、学齢期の子どもが自由に出入りできるような施設の開放については、建物の構造上の問題、或いは施設管理、安全確保の観点等様々な問題があることから難しく、実施に向けた検討が必要である。</p>	
事業	<p>No.155「地区集会所の有効活用」</p> <p>No.57「空き店舗を活用した子育て支援への助成」</p> <p>No.157「世代を超えて集える遊び場」</p> <p>No.77「子育て支援センター」</p> <p>No.159「児童館(児童センター)の充実」</p> <p>No.161「育児サポートルーム」</p> <p>No.163「文化施設の開放」</p> <p>No.165「自然学習が身近にできる環境づくり(里山づくり)」</p> <p>No.167「放課後子どもプラン(教室型)」</p>	<p>No.54「芦屋三大大まつりでの交流」</p> <p>No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」</p> <p>No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」</p> <p>No.158「都市公園、児童遊園等の整備」</p> <p>No.160「児童館(児童センター)の周知、情報提供」</p> <p>No.162「公共施設等利用料金の軽減」</p> <p>No.164「子どもの居場所としての青少年センターの充実」</p> <p>No.166「小学校の校庭開放」</p> <p>No.168「美術博物館を利用したこどもの創造力の育成」</p>

### 基本目標3 (5)－② 相談・支援(case1)

検証総括	<p>家庭児童相談員が増員されたり、子育て相談が充実したり、電話での対応等も含めて相談事業は充実してきている。しかし相談件数の増加や相談の長期化等の課題も多い。</p> <p>今後は行政間の横の繋がりを強化し、地域との連携も充実させながら、意識の啓発、問題の早期発見、当事者を孤立させない取組みに努めていく必要がある。</p>	
事業	<p>No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」</p> <p>No.4「育児支援家庭訪問事業」</p> <p>No.12「家庭児童相談」</p> <p>No.15「保育所での育児相談」</p> <p>No.137「スクールカウンセラー、保健室の活用」</p>	<p>No.59「子育て専門員の確保、配置」</p> <p>No.11「夜間・休日における電話家庭児童相談事業」</p> <p>No.14「子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談」</p> <p>No.21「特別支援教育センターの相談」</p>

### 基本目標4 (1)－① 保育サービス等の充実(case3)

検証総括	<p>保育サービスについては延長保育サービスや給食の充実を含め、保育所の定員1000人達成に向けて待機児童対策に取り組んでいるところである。</p> <p>また、保育所以外にも、幼稚園での預かり保育が公立幼稚園で実施されたり、学童保育の預かり時間が延長されたりと事業の推進が見られる。</p> <p>年々増加し続ける保育ニーズや、多様な市民ニーズへの対応も含めて、行政が一体となって保育サービスの充実に取り組む必要がある。</p>	
事業	<p>No.2「ファミリー・サポート・センター事業」</p> <p>No.209「保育所の給食の充実」</p> <p>No.211「延長保育事業」</p> <p>No.213「乳児保育」</p> <p>No.215「統合(障がい児)保育」</p> <p>No.217「近隣市との協力(広域入所等)」</p> <p>No.219「民間保育所への運営支援」</p> <p>No.5「一時預かり(一時保育)事業」</p> <p>No.221「幼稚園延長保育事業」</p>	<p>No.208「保育所における食に関する情報提供、指導」</p> <p>No.210「保育所の食に関する指導者の充実」</p> <p>No.212「通常保育事業」</p> <p>No.214「保育所の適正配置」</p> <p>No.216「病児・病後児保育事業」</p> <p>No.218「保育施設の人材育成と資質の向上」</p> <p>No.220「幼稚園や小学校との連携、協力」</p> <p>No.6「一時預かり事業」</p> <p>No.222「放課後児童健全育成事業(放課後子どもプランクラブ型)」</p>

## 重点個別施策の検証・総括

- |       |   |
|-------|---|
| case1 | 国が示す新たな方向性に該当する施策                           |
| case2 | 事業の進捗度が低く、市民ニーズが高い施策                        |
| case3 | 事業の進捗度は高いが、市民ニーズが高く、所管課としても事業の充実が必要と感じている施策 |

### 基本目標4 (2)－① 労働者や市民、企業への意識啓発(case1)

検証 総括	市民(特に男性)への意識啓発はイベント等を通して推進してきているが、労働者に対してはハローワークとの連携を密にし、市民の必要とする情報を随時発信できるように、また今後の次世代育成支援対策に関わる取組みについて、市民、企業へも認識してもらえるような周知方法を検討する。	
事業	No.223「男性の働き方の見直しに向けた啓発」 No.225「労働時間短縮やフレックス制度の周知」 No.227「事業所(企業)内保育所の設置促進」 No.229「再雇用制度の普及促進」 No.231「関係機関と連携し、就労支援のための情報提供」 No.233「次世代育成支援対策推進行動計画の啓発、普及」	No.224「育児休業制度等の普及促進」 No.226「子育て支援に必要な休暇取得の普及促進」 No.228「ワークシェアリング導入促進」 No.230「労働相談窓口の紹介」 No.232「一般事業主や特定事業主における次世代育成支援対策推進行動計画の策定、周知」

### 基本目標5 (2)－① 福祉のまちづくりの推進(case3)

検証 総括	子育て世代にとって安心、安全な建物、道路等の整備事業が推進できている。また、福祉センターのオープンや子育てガイドマップの充実など、多数の事業が推進された。ハード面の整備については時間がかかるが、今後も計画的に実施し推進していく必要がある。	
事業	No.236「福祉センターの開設」 No.238「福祉のまちづくりの推進」 No.27「ユニバーサルデザインの子育てマップの作成、配布」 No.241「自転車安全に通行できる道路、歩道の整備」	No.237「福祉フェアの開催」 No.239「公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化、子育て支援施設の整備」 No.240「通学、通園路等の道路維持補修」

### 基本目標5 (3)－① 防犯対策(case3)

検証 総括	愛護委員による日常的な巡視活動や、地域の見守り活動、子ども見守り巡回パトロール等を継続して実施してきている。防災についての更なる啓発活動や、学習の機会等も充実させ、今後も防災、防犯に対して高い意識を保つことができるよう継続して実施していく必要がある。	
事業	No.249「危機管理体制の強化」 No.251「防災行政無線の運用」 No.253「関係機関の連携によるパトロールの強化」 No.130「安全教育(防災教育、防犯教育)」 No.256「街頭巡視活動」	No.250「安全な公園づくり(安全な遊具、防犯設備の設置、トイレの整備、点検等)」 No.252「あしや防災ネットの運用」 No.254「青色回転灯付パトロール車による安全パトロール」 No.255「救急法の学習」